

公園

うるま市

に出店してみませんか

公民連携
×
既存公園

うるま市には約100箇所の公園があります。

公園には、まちなかにオープンペースを確保するという役割があります。

非常時の避難場所や緑を保全する＜公園がある＞ことも大切ですが、
日常の暮らしの中での憩いの場である＜公園をつかう＞こともとても重要です。

これまで公共(市、県、国)が整備して管理してきた公園ですが、最近では
民間企業や地域と連携して魅力ある公園をつくる取組みが活発になっています。

うるま市でも【公民連携による既存公園再整備】として検討をスタートしました。

こんな公園があったらいいな！公園でこんなことをやりたいな！
わたしたちの住む地域の公園を、一緒につくっていきませんか？

市民×事業者×行政＝win-win-win の**事業提案**を募集します。

市 民：公園の利便性向上
事業者：ビジネスチャンスの拡大
行 政：魅力ある公園の提供
財政負担の減
(使用料徴収、維持管理費減)

どの公園でもいいの？

基本的にはどの公園へも提案可能です。

ただし、公園規模や立地特性によっては、事業規模が大きくなること、それに伴い他の公民連携手法(PFIや指定管理など)との組合せを検討する必要があります。

そのため、＜全国規模程度の事業者の参画を想定する公園＞と＜地域の事業者の参画を想定する公園＞の2タイプに分けて提案を募集していく予定です。

全国規模程度の事業者の参画を 想定する公園	地域の事業者の参画を 想定する公園
石川市民の森公園 市民広場(市役所横) 安慶名中央公園 など	のびのび公園 タキノー公園 喜屋武マープ公園 など

IKE・SUNPARK イケ・サンパーク (としまみどりの防災公園)

*UR都市機構HP,豊島区HPより引用

東京都豊島区に2020年7月にオープン
池袋駅周辺4公園のひとつ
造幣局跡地をP-PFIを導入して再整備
駅と4公園を結ぶEVバスも運行
「コトポート」と呼ばれる(写真)小型キャビンを貸出し、
飲食や物販などの事業を公園内で展開している



県外事例

公園は『公共施設』ですが、諸条件をクリアすれば公園内に『民間施設の設置等も許可できる』
仕組みになっています。*裏面参照

うるま市では令和3年度に都市公園法第5条の通常設置許可を活用して、石川運動広場内にカ
フェがオープンしました。都市公園内での民設民営のカフェは県内初の事例です。

こういったことができるというお知らせを、**事業者のみなさんへ発信**していきます。

所在地：沖縄県うるま市みどり町四丁目9番1号
 総面積：約3,345㎡（広場、トイレ、遊具）
 種別：街区公園 完成：平成2年 管理者：うるま市

★アピールポイント

- ・うるま市の中心市街地に位置する
- ・店舗等で賑わいのある県道75号線から50m以内
- ・昼も夜も利用できる公園を想定



★提案イメージ

- ・公園の一角に、民間施設を設置。老朽化したトイレを改修。
- ・昼はカフェ、夜はバーなど。飲食施設の設置をイメージ。
- ・市街地にある公園ならではの提案を期待

設置許可と公募設置管理許可＜P-PFI＞

名称

都市公園法の設置許可（法5条）

通常設置許可

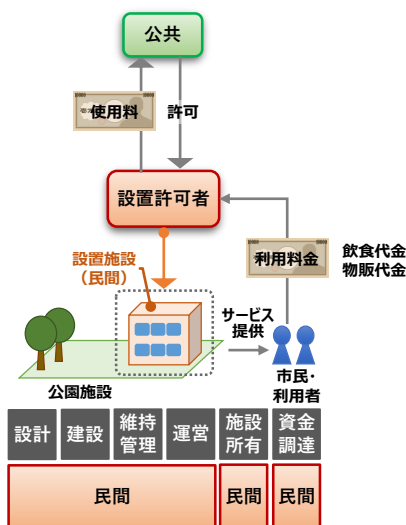
公募設置管理制度＜P-PFI＞

概要

- 公共が民間事業者公園内に民間施設（公園施設）の設置を許可する制度。
- 民間事業者は、独立採算で施設の設計・建設、維持管理・運営を行う。民間事業者は、施設の設置に伴う都市公園の使用料を公共に支払う。

- 民間事業者は、民間施設（公募対象公園施設）と公共施設（特定公園施設）を整備する。民間事業者は公共施設の整備費の一部を負担（収益還元）し、基本的にそのまま維持管理・運営を行う。
- 事業者は公募により選定され、下記特筆事項に示す特例が得られる。
- 民間施設（公募対象公園施設）部分については、左記の通常設置許可概要と同じ。

一般的な事業形態図



事業範囲（役割分担）

特筆事項

- 通常設置管理許可の建蔽率は2%と限られている。（自治体の条例によっては変更可能となる公園施設もある。）
- 許可期間は最長10年。

- 民間施設は、建蔽率の特例を得ることができる。（通常設置管理許可2%+10%）
- 許可期間は最長20年。
- 利便増進施設として、自転車駐車場や看板を設置できる。

事業者の提案内容や公園の特性（規模、位置、周辺環境など）によって、どの手法が適しているのか、実現・継続可能か、三者それぞれにメリットがあるのか など…事業者と市とで対話（サウンディング）を重ねながら、方向性を見出していくことになります。